

1. はじめに

「させていただく」は、最近よく耳にする表現であり、テレビ番組やニュースなどから日常生活まで、一つの決まり文句として使用している人が少なくないと考えられる。

『国語学大辞典』は「いただく」が補助動詞とする用法を説明する時、以下のように「させていただく」の用法も言及した。

「相手に願って、自分が何かすることを許してもらう意の謙譲表現。動詞に使役の助動詞などの付いたものに、助詞「て」を添えた形の下に付く」(『国語学大辞典』)

また、「させていただく」は、ますます本来の意味用法から離れ、使用範囲が拡大してきたことが多くの先行研究により明らかになった。それから、この表現はおよそ明治20年あたりから使われはじめ(李(2003))、戦後に広まってきたとされている。

しかし、「させていただく」が使用される前に、「相手に願って、自分が何かすることを許してもらう意の謙譲表現」が外にもあるのかについて、管見の限り、まだ明らかになっていないと思われる。

また、「「～(さ)せていただく」は、本来「～(さ)せる」という「使役・許可」表現に、「～ていただく」という授受補助動詞が組み合わせられたものである」(伊藤(2011))ので、「させていただく」が使われはじめた原因は、「ていただく」自体の拡大使用と関連性があるのではないかと考えていた。

以上二つの問題を明らかにするために、近世の口語資料を調査してみた。

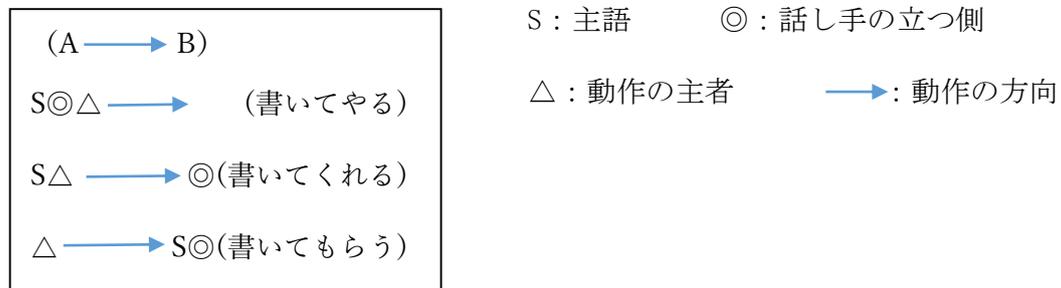
すると、「させていただく」と同じような構造である「させてくださる」「させてもらい申す」が近世に使用されていたことが分かった。これを踏まえて本稿は、「させていただく」とその他の使役形を伴う授受動詞の表現を併せて、考察を試みたいと思う。

2. 先行研究

2.1 授受補助動詞について

宮地(1965)は、日本語の授受補助動詞「てやる・てくれる・てもらう」について、構文の分析要素を4つ—主語・話し手の立つ側・動作の主体・方向—たて、それらを以下の図1で表し、構文上で分析した。

図1



また、授受動詞は、「人間関係における物の授受およびその方向概念があるばかりではなく、この「話手の関与」があるため」(宮地 (1965))、敬語表現へのつながりを持っている。

本稿が主として考察する「てくださる」「ていただく」は現代語では、それぞれ「てくれる」「てもらう」の敬語形である。以上の図により、構文上では、「てくださる」と「ていただく」も、文の主語の面からみると明らかに違いがあることがわかる。

それから、『敬語の指針』は、「利用する」を前接語とする「てくださる」「ていただく」が使用上の関連性及び違いについて、以下のように述べた。

「御利用いただく」は謙讓語¹、「御利用くださる」は尊敬語²である。つまり、「(自分側が相手側や第三者に) 御利用いただく」、「(相手側や第三者が) 御利用くださる」という基本的な違いがある。しかし、立てるべき対象はどちらも同じであり、また、恩恵を受けるという認識を表す点も同様であるため、どちらの言い方も適切に敬語が用いられているものである。」

授受動詞を通時的に考察したのは、宮地・古川・萩野・山口などがある。

その中、古川(1996)は、「くださる」の上代から江戸後期までの変化の流れを明らかにした。古川(1996)により、「下さる」の直接の古形は「下す」に尊敬と受け身の助動詞「る(る)」が下接したものであり、中世以降の文献には見られるようになったとわかった。また、古川(1996)は、「下さる(る)」がやがて一語化した当初、2つの「下さるる」(尊敬語としてのものと謙讓語(「いただく」と同様)としてのもの)が併存したことと、『大蔵虎明本』では同じような文脈で「下さるる」と「いただく」を両方使用した例があることを明らかにした。

それから、古川(1996)は江戸期の『大蔵虎明本』から補助動詞とした用例の数が大幅に増加していると明らかにした。

「いただく」の変遷に関する研究は、萩野(2009)と山口(2016)がある。

萩野(2009)は室町時代から江戸時代前期までの文献を通して、「いただく」の現代語のような授受の意味はいつごろ生じたかについて考察した。そして、「いただく」が

¹ 『敬語の指針』は、謙讓語 I を「自分側から相手側又は第三者に向かう行為・ものごとなどについて、その向かう先の人物を立てて述べるもの」と解釈した。また、「ていただく」は、「謙讓語 I の基本的な働きに加えて、恩恵を受けるという意味も併せて表す」とした。

² 『敬語の指針』は、尊敬語を「相手側又は第三者の行為・ものごと・状態などについて、その人物を立てて述べるもの」と説明した。また、「てくださる」は、「行為者を立てるという一般の尊敬語の働きに加えて、「その行為者から恩恵が与えられる」という意味も併せて表す」とした。

初めてモラウの謙讓語（現代語の意味）として使われていた用例は江戸時代前期の喃本から確認できたとしている。

また、山口(2016)は萩野(2009)をもとにし、「ていただく」の成立と展開について考察した。その結果、「十九世紀に「いただく」において授受の意味を中心として表すようになったため補助動詞化した」ことと、「この授受の意味は「ありがたい気持ち」を伴う「与え手等起点」の用法を主としており、この用法を中心として補助動詞化していた」ことを明らかにした。

先行研究から、まず、現代語においても「てくださる」と「ていただく」は主語の違いがあるが、動作の方向や立てる対象、許可/恩恵の関与の面からみると、同様であることがわかった。それから、尊敬語補助動詞「てくださる」よりその成立がはるかに遅れている「ていただく」のかわりに、「てくださる」も謙讓語補助動詞として使用されていたことを明らかになった。つまり、「てくださる」と「ていただく」は関連性が高いと言える。本稿は、以上の先行研究を踏まえ、同じような関連性は使役形を伴う授受補助動詞の間においても見られるかどうかを考察する。

2.2 使役形を伴う授受補助動詞について

2.2.1 「させていただく」について

菊地(1997)では、「させていただく」の意味用法を以下の四つの種類に分けた。

- (I) (本当に) “恩恵/許しをいただく” という場合
- (II) “恩恵/許しを得てそうする” と捉えられる場合
- (III) “恩恵/許しを得てそうする” と (辛うじて) 見立てることができる場合
- (IV) “恩恵/許しを得てそうする” とは全く捉えられない場合

菊地 (1997) は、(I) ~ (III) の使用は恩恵/許可の捉え方により個人差が見られるが、許可/恩恵の与え手を高めるという面では本来の用法に当たると指摘した。しかし、(IV) のような「<何かを「する」ことを、自分を低めて述べる>だけの場合」で使用される「させていただく」は、すでに本来の用法から離れ、謙譲語 B³であると位置づけている。菊地 (1997) はさらに、「させていただく」の「新しい用法」が発生した原因は、敬語表現全体の変遷の流れ及び、謙譲語 B である「いたす」が非サ変動詞に接続できないことを挙げた。

米澤 (2001) は、昭和期の会話資料から、「させていただく」の待遇表現性を中心に考察を行った。すると、「させていただく」の「本来の用法 (明確な使役行為が存在する用法)」の内、最も多いのは話し手が聞き手の使役行為を求める依頼表現としての使用と指摘した。また、「させていただく」の拡大的な用法について、以下のように三分類をした。

A 話し手の行為の申し出 (話し手は相手の利益のために自身が行為を行うことを申し出る際、実際には使役行為が存在しなくとも、表現上使役形の使用が見られる)

B 話し手の行為遂行宣言 (実際は話し手の自分本位な行為遂行が行われるが、形式上は相手の使役行為のもと遂行されたかのように表現される)

C 話し手の自分本位的な被使役行為者としての認識 (話し手が自身の利益になる行為遂行が、恰も相手の意志、つまり使役行為により成就したかのように見せかける表現である)

李 (2015) は、日本人大学生を対象とし、今までの「させていただく」の変化の方向

³ 菊池 (1997) が述べた謙譲語 B は、「敬語の指針」の謙譲語 II に該当する。謙譲語 II について、「敬語の指針」は「自分側の行為・ものごとなどを、話や文章の相手に対して丁重に述べるもの」と説明した。

性を見るために調査を行った。その結果、敬語表現としての「させていただく」以外、「攻撃性」や「自己主張性」を持つ「させていただく」も存在していることを明らかにした。また、このような「攻撃性」と「自己主張性」が感じられる「させていただく」はすでに「謙譲語」としての性質を失ったと指摘した。

「させていただく」を通時的に考察したのは、李（2003）と松本（2008）がある。

李（2003）は、明治期から昭和後期までの文学作品を中心に、「させていただく」の使用実態及び推移、用法の変遷・拡張について考察した。李（2003）は、「させていただく」が最初に使用された作品は樋口一葉の『十三夜』であったことと、「させていただく」の「急速に普及したのは昭和二十年頃から」という変化の経緯を明らかにした。さらに、李（2003）は「させていただく」を使用した作者の出身地及びその作品の登場人物から、この表現は上方を中心に使用されてきたことをした。

松本（2008）は CD-ROM 版の新潮文庫のシリーズ、そして青空文庫や国文学資料館、日国オンラインなどのインターネット資料に対して調査をし、明治・大正期における「させていただく」の使用例を挙げた。使用例が確認できた作品の中で描かれた人物及び作者自身は知的な上層階級、富裕層及び中産階級と呼ばれる人が多く、さらに「本日休業させていただきます」のような相手から許可/恩恵が預かったことのない場合における「させていただく」の使用も明治・大正期においてすでにあったことも明らかにした。

「させていただく」に対して不快を感じる人がいるが、この表現は「近代国家日本を建設した山の手のお歴々の言葉」、「漱石・鴎外をはじめとする文豪たちの芸術の語彙」であることを述べていた。

しかし、李（2003）と松本（2008）の両方とも、「させていただく」のみに着目し、「させていただく」が使用されるようになった経緯は他の使役形を伴う授受補助動詞に関連性があるかどうかについて述べていない。

2.2.2 その他の使役形を伴う授受補助動詞について

「させていただく」以外の使役形を伴う授受補助動詞を中心とした研究は、管見の限り、山田（2001b）、山田（2001c）しか見られない。

山田（2001）は、使役形の意味により「させてもらう」表現の意味用法も変わっているとされ、「させてもらう」の用法を以下の三つのタイプに分けた。

タイプⅠ：何らかの外に動きの生起・持続のきっかけがあるにしても、それは原因的なあり方でしかあり得ないことになる。

例：ヒヨドリの声って、きれいなんですね。毎日、楽しませてもらって、遠いメルヘンの世界を見ていたいような気持でした。（天声人語）

タイプⅡ：受容的な使役から得られる文である。

例：親類の家に泊まって、余所の人に湯を使わせてもらっても、自分だけが裸にせられて、使わせてくれる人は着物を着ている。（森鷗外「ムタ・セクスアリス」）

タイプⅢ：関節受影的な使役を含む文である。聞き手に対して願望・希求・要求などの表現を取るものが多いといわれている。実際には話者の意志の表出が強く感じられる点で、願望などの表現に近い者と捉えられる。

例：時間が時間だし、手みじかに言わせてもらいます。（安部公房「飛ぶ男」）

それから、「させてもらう」を史的変遷の面から言及したのは山口（2005）がある。

山口（2005）は、「させてもらう」の古い用例は近世後期の滑稽本から確認できたと指摘した。また、その用例のいずれも「使役者（与え手）が被使役者（受け手）を「強制」する用法の使用は見られなく、使役者（与え手）は受け手が主語となる行為に対して形式的に「許可」を与えるのみである」と述べた。

米澤（2001）は「させていただく」の拡大使用を調査した序に、昭和期における「させ

てくださる」の使用状況も言及した。その結果、用例数から昭和期における「させてくださる」の使用は「させていただく」より圧倒的に少ないことが明らかになった。米澤（2001）は、「させてくださる」の用例を分析した上、依頼形が多くみられ、待遇度が低いことも指摘した。

使役形を伴う授受補助動詞の間にどんな関連性があるのかについては、まだ十分明らかになっていないと思われる。

3. 調査目的及び調査資料

3.1 調査目的

本稿は、以上の先行研究を踏まえ、使役形を伴う授受補助動詞「させてくださる」「させていただく」を中心に、その変遷の流れを明らかにすることを目的とした。

また、「させてくださる」「させていただく」だけでなく、「てくださる」「ていただく」のような使役形を伴わない授受補助動詞の意味用法及び変遷の流れも併せて考察を行った。

3.2 調査資料

3.2.1 江戸後期の調査資料

本調査には、江戸後期の会話資料となっている洒落本、滑稽本、人情本を中心に、調査を行いたいと考えている。

ただし、「させていただく」は関西から広がっていたという説があるので、江戸後期の上方浄瑠璃資料（4作品）も含めて調査を行いたいと考えている。

本調査に使用する資料は、以下の通りである。

江戸後期（上方）

浄瑠璃（4作品）：『仮名手本忠臣蔵』（1948）、『双蝶蝶曲輪日記』（1749）、『妹背山婦女庭訓』（1771）、『碁太平記白石噺』（1780）

江戸後期（江戸）

洒落本（5作品）：『遊子方言』（1770）、『甲斐新話』（1775）、『傾城買四十八手』（1790）、『繁千話』（1790）、『傾城買二筋道』（1798）

滑稽本（4作品）：『酩酊気質』（1802）、『東海道中膝栗毛』（1802-1814）、『浮世風呂』

(1809-1813)、『浮世床』(1813-1814)

人情本(6作品):『清談峯初花』(1819-1821)、『春告鳥』(1836-1837)、『閑情未摘花』(1839-1841)、『春色恋廻染分解』(1860)、『春色江戸紫』(1864)、『花暦封じ文』(1866)、『春色玉襷』(1868)

3.2.2 明治・大正期の調査資料

本稿には、松本(2008)を参考とし、「させていただく」が出ていた作品の中で、東京出身及び東京育ちの作家の作品を調査することにした。

対象資料は、以下の通りである。

明治期

『菊模様皿山奇談』(三遊亭圓朝・1871)、『五重塔』(幸田露伴・1892)、『十三夜』(樋口一葉・1895)、『金色夜叉』(尾崎紅葉・1897-1902)、『其面影』(二葉亭四迷・1906)、『虞美人草』(夏目漱石・1907)

大正期

『孤独地獄』(芥川龍之介・1916)、『末枯』(久保田万太郎・1917)、『或る女』(有島武郎・1919)、『松井須磨子』(長谷川時雨・1919)、『友情』(武者小路実篤・1919)、『痴情』(志賀直哉・1926)、『暗夜行路』(志賀直哉・1921-1937)

4. 本調査

4.1 作品別授受補助動詞の使用の全体像

4.1.1 江戸後期の作品における授受補助動詞の全体像

江戸後期の作品における授受補助動詞の全体の用例数及び使用頻度を算出した。ジャンルにより、分けて以下の表のように表示した。また、表では、作品における使役形を伴わない授受補助動詞及び使役形を伴う授受補助動詞、両方の用例数を示した

表1 浄瑠璃における授受補助動詞の用例数

作品名	てくれる	てくださる	てもらう	ていただく
仮名手本忠臣蔵	16	53	6	1
双蝶蝶曲輪日記	36	57	12	0
妹背山婦女庭訓	11	40	2	0
碁太平記白石噺	33	52	7	0
合計	96(29.45%)	202(61.96%)	27(8.28%)	1(0.31%)

表2 浄瑠璃における使役形を伴う授受補助動詞の用例数

作品名	させてくれる	させてくださる	させてもらう	させていただく
仮名手本忠臣蔵	3	2	0	0
双蝶蝶曲輪日記	1	3	0	0
妹背山婦女庭訓	0	1	1	0
碁太平記白石噺	1	2	0	0
合計	5(35.71%)	8(57.14%)	1(7.14%)	0(0.00%)

表1 からわかるように、江戸後期の上方浄瑠璃において、使役形を伴わない授受補助動詞の内、出現率が一番高いのは「てくださる」の202例であり、全体の61.96%を占めている。その次に出現率が高いのは「てくれる」であり、96例で全体の29.45%を占めている。「てもらう」は27例で割合がまだ少ないと言える。また、「ていただく」はただ1例のみである。

一方、使役形を伴う授受補助動詞の内、「させていただく」は用例が見られない。最も出現率が高いのは「させてくださる」であり、8例で全体の半分以上を占めている。また、「させてくれる」も5例があり、全体の35.71%を占めている。そのほか、「させてもらう」はわずか1例があるが、1771年ごろの上方においてすでに使用されていたことがわかった。

表3 洒落本における授受補助動詞の用例数

作品名	てくれる	てくださる	てもらう	ていただく
遊子方言	12	10	0	0
甲斐新話	14	1	0	0
傾城買四十八手	36	1	3	0
繁千話	10	0	2	0
傾城買二筋道	26	0	0	0
合計	98(85.22%)	12(10.43%)	5(4.35%)	0(0.00%)

表4 洒落本における使役形を伴う授受補助動詞の用例数

作品名	させてくれる	させてくださる	させてもらう	させていただく
遊子方言	1	0	0	0
甲斐新話	1	0	0	0
傾城買四十八手	2	0	0	0
繁千話	0	0	1	0
傾城買二筋道	0	0	0	0
合計	4(80.00%)	0(0.00%)	1(20.00%)	0(0.00%)

表3から、江戸後期の洒落本における使役形を伴わない授受補助動詞の内、使用頻度が一番高いのは「てくれる」であり、98例で全体の八割以上を占めていることがわかった。「てくださる」は12例あり、全体の一割くらいである。また、「てもらう」は5例しかなく、全体の4.35%を占めている。それから、「ていただく」の使用が見られない。

一方、使役形を伴う授受補助動詞の使用例も全体的に少なく、「させてくれる」と「さ

せてもらう」の5例しか見られない。その内、最も出現率が高いのは「させてくれる」であり、4例で全体の80.00%を占めている。

洒落本は、年代からみると江戸後期における上方浄瑠璃に一番近い資料である。しかし、浄瑠璃で一番多く使用されていた「てくださる」は洒落本の中からは割しか見られない。「てもらう」の出現率も浄瑠璃より低い。これは、浄瑠璃に比べ、洒落本における登場人物のほうは全体的に身分が低く、また当時の江戸より上方のほうが婉曲的な表現を好んでいたからだと考えられる。

表5 滑稽本における授受補助動詞の用例数

作品名	てくれる	てくださる	てもらう	ていただく
酩酊気質	1	7	4	1
浮世風呂	52	17	10	0
浮世床	33	18	14	0
東海道中膝栗毛	156	111	25	0
合計	242(53.90%)	153(34.08%)	53(11.80%)	1(0.22%)

表6 滑稽本における使役形を伴う授受補助動詞用例数

作品名	させてくれる	させてくださる	させてもらう	させていただく
酩酊気質	0	0	0	0
浮世風呂	1	0	0	0
浮世床	2	1	0	0
東海道中膝栗毛	8	2	1	0
合計	11(73.33%)	3(20.00%)	1(6.67%)	0(0.00%)

表5からわかるように、江戸後期の滑稽本において、使役形を伴わない授受補助動詞の内、使用頻度が一番高いのは「てくれる」であり、242例で全体の53.90%を占めている。その次に使用頻度が高いのは「てくださる」であり、153例で全体の34.08%を占めている。また、洒落本と比べ、「てもらう」の使用頻度は高くなった。全部で53例

があり、全体の一割くらいを占めている。「ていただく」がわずか1例のみ確認できた。

一方、表6で示したように、使役形を伴う授受補助動詞の内、最も使用されていたのは「させてくれる」であり、11例で全体の73.33%を占めている。「させてくださる」はわずか3例があり、全体の五分之一である。そのほか、「させてもらう」も1例あった。「させていただく」の表現はまだ見られない。

表7 人情本における授受補助動詞の用例数

作品名	てくれる	てくださる	てもらう	ていただく
清談峯初花	23	35	2	0
春告鳥	128	16	25	0
閑情未摘花	113	33	9	0
春色恋廻染分解	154	25	20	1
春色江戸紫	44	26	14	5
花歴封じ文	85	32	13	0
春色玉襷	55	30	16	3
合計	602(66.37%)	197(21.72%)	99(10.92%)	9(0.99%)

表8 人情本における使役形を伴う授受補助動詞の用例数

作品名	させてくれる	させてくださる	させてもらう	させていただく
清談峯初花	0	1	0	0
春告鳥	5	0	0	0
閑情未摘花	2	0	0	0
春色恋廻染分解	6	0	1	0
春色江戸紫	1	0	0	0
花歴封じ文	5	2	0	0
春色玉襷	3	2	0	0
合計	22(78.57%)	5(17.86%)	1(3.57%)	0(0.00%)

表7から、江戸後期の人情本においても、授受補助動詞の「てくれる」が一番出現率が高く、602例で全体の66.37%を占めている。それから、「てくださる」は197例があ

り、全体の二割くらいである。「てもらう」は99例が確認できたが、割合から見ると滑稽本とほとんど変わらず、全体の一割くらいである。また、「ていただく」の使用は、洒落本と滑稽本より、増えてきたことが分かった。しかし、それでも全体の0.1%にも達していない。

一方、使役形を伴う授受補助動詞の使用例も全体的に少ない。その内、最も出現率が高いのは「させてくれる」であり、22例で全体の78.57%を占めている。「させてくださる」は5例で17.86%を占め、滑稽本における出現率とあまり差が見られない。また、「させてもらう」も1例しか見られなく、前代よりその使用率が全く増えていないことが分かった。

4.1.2 明治・大正期の作品における授受補助動詞の全体像

明治・大正期の作品における授受補助動詞の全体の用例数及び出現率は以下の表のとおりである。

また、表では、作品における使役形を伴わない授受補助動詞及び使役形を伴う授受補助動詞、両方の用例数を示した。

表9 明治期における授受補助動詞の用例数

作品名	てくれる	てくださる	てもらう	ていただく
菊模様皿山奇談	182	124	21	6
五重塔	57	47	12	1
十三夜	14	23	4	3
金色夜叉	120	229	35	14
其面影	49	72	15	17
虞美人草	88	27	21	3
合計	510(43.07%)	522(44.09%)	108(9.12%)	44(3.72%)

表 10 明治期における使役形を伴う授受補助動詞の用例数

作品名	させてくれる	させてくださる	させてもらう	させていただく
菊模様皿山奇談	2	4	0	1
五重塔	0	2	0	1
十三夜	0	1	0	1
金色夜叉	2	7	0	2
其面影	0	1	0	2
虞美人草	1	1	0	1
合計	5(17.24%)	16(55.17%)	0(0.00%)	8(27.59%)

明治期における使役形を伴わない授受補助動詞の用例数から、「てくれる」と「てくださる」がほぼ同じくらいの使用頻度であることがわかった。「てくださる」は 522 例があり、「てくれる」の 510 例より少し上回っている。また、「てもらう」の使用率が 10.12% であり、江戸後期の滑稽本、人情本とほとんど変わっていない。一方、「ていただく」は 43 例で全体の 3.59% を占め、江戸後期より「ていただく」の使用が増加してきたことを示している。

それから、使役形を伴う授受補助動詞の使用状況に関して、「させていただく」は明治初期から使用されはじめ、その使用例が 8 例あり、全体の 27.59% を占めている。そのほか、「させてくれる」より「させてくださる」のほうが多く使用され、それぞれ 5 例と 16 例であった。一方、「させてもらう」の用例は見られなかった。

明治期における「させてくれる」と「させてくださる」は全体の七割くらいで、「させてもらう」「させていただく」の使用頻度より圧倒的に多いが、江戸後期の使用頻度と比べてみると、その優勢が減少してきたことがわかる。

一方、「てくれる」「てくださる」の出現率は、江戸後期とほぼ同じ、87.00% 以上を占めている。使役形を伴わない授受補助動詞の全体の使用状況は、少なくとも江戸後期から明治期まで維持していたことがわかった。

表 11 大正期における授受補助動詞の用例数

作品名	てくれる	てくださる	てもらう	ていただく
孤独地獄	0	0	0	1
未枯	19	0	5	1
松井須磨子	6	2	4	4
或る女	135	219	38	33
友情	97	51	12	5
痴情	4	4	0	10
暗夜行路	86	48	73	28
合計	347(39.21%)	324(36.61%)	132(14.92%)	82(9.27%)

表 12 大正期における使役形を伴う授受補助動詞の用例数

作品名	させてくれる	させてくださる	させてもらう	させていただく
孤独地獄	0	0	0	1
未枯	2	0	0	1
松井須磨子	0	0	1	2
或る女	5	4	1	2
友情	0	1	0	4
痴情	0	1	0	2
暗夜行路	4	0	4	3
合計	11(28.95%)	6(15.79%)	6(15.79%)	15(39.47%)

大正期における使役形を伴わない授受補助動詞の用例数から、「てくれる」は「てくださる」を上回ったが、ほぼ同じくらいの使用頻度を示している。「てくれる」は347例で、「てくださる」は324例で、合せて全体の75%以上を占めているが、明治期における「てくれる」「てくださる」の使用と比べると、減少してきたと捉えられる。一方、「てもらう」の使用率は14.92%、「ていただく」は9.27%で、共に明治期より増えていることがわかった。

それから、「させていただく」は15例あり、全体の39.47%を占め、使役形を伴う授

受補助動詞の中で一番多く使用されていた。一方、「させてもらう」も6例みられ、「させていただく」の用例数と合せて全体の半分以上を占めるようになった。江戸後期から明治期までずっと優勢であった「させてくれる」と「させてくださる」が大正期から、新しく抬頭してきた「させてもらう」「させていただく」に代わられつつあると考えられる。

4.2 使役形を伴わない「てくださる」について

4.2.1 江戸後期の「てくださる」

現代語の「てくださる」について、『日本国語大辞典』から「他の動作を表わす語句について、その動作の主が恩恵を与える意を、恩恵を受ける者の立場から敬っていう」という記述が見られる。

また、「敬語の指針」は、「てくださる」が尊敬語であるが、「一般の尊敬語の働きに加えて、その行為者から恩恵が与えられる」という意味も併せて表すことを説明した。

古川（1996）は、「下さる」の上代から江戸までの成立の経緯を明確にした。後期江戸語における補助動詞の「下さる」は、現代語と同じような意味用法を持っていた。ただし、上代における「てくださる」は、尊敬語とした用法以外、謙譲語としても使用されていた。江戸後期において、謙譲語としての使用例も1例見られた。

(1) 三度三度のお飯さへネろくろく落着てはくださりません程でございますのさネ。

(滑稽本、「浮世床」)

本稿は、古川（1996）の考察を踏まえ、江戸後期に見られた「てくださる」の使用例を下接語別に二種類の用法に分けて考察をする。

(2) コレこちらの人、そはそはせずと、やるものか、やらぬものか、分別して下さんせ。

(浄瑠璃、『仮名手本忠臣蔵』)

(3) 若御覧じたくば二階を下りて下で御覧じて下さいまし、どういふ思召だの、…

(滑稽本、『浮世床』)

(2)、(3)のように、「てくださる」に高澤 (2015) が指摘した「指示・命令表現」⁴を下接することにより、依頼表現⁵として使われる用例 (図 2) がある。江戸後期の「てくださる」で一番多く使われていたのは「～てくださいまし」であった。

図 2



図 2 が示すように、聞き手側は動作主であり、動作の方向は聞き手側から話し手側に指す。しかし、実際このような場面では、聞き手側は話し手側に依頼されてないと動作

⁴ 高澤 (2015) は、江戸期の「指示・命令表現」の形式を 12 種類—(1)命令形を用いる「よ」「い」、(2)連用形の前に「お」をつける、(3)連用形に「ねえ」「ね」を付ける、(4)連用形に終助詞「な」を付ける、(5)「なにか」系ヲ用いる、(6)「しゃる」系を用いる、(7)「んす」系を用いる、(8)「なさる」系を用いる、(9)「ます」形を用いる、(10)「あそばす」系を用いる、(11)禁止の終助詞「な」を付ける、(12)ほか—にわけた。

⁵ 依頼表現が命令表現の一種とされる。『言語学大辞典』によると、「命令文は (直接的な) 命令あるいは禁止を表わす文とされるが、広い意味では、依頼、強制、懇請、激励、忠告、などの意を表す。また、希望、祈願を表わす文を祈願文といい、命令文の一種とされることもある」。

高澤 (2015) は「指示・命令表現は、丁寧に表現すると、相手に敬意を表し、決定権を委ねるという依頼表現となる」とした。また、山田 (2001) では、「日本語の依頼表現は、恩恵付与の表現形式であるベネファクティブを含むことが多い」とされた。「指示・命令表現」に恩恵・方向性を表わす授受補助動詞を組み合わせると、依頼表現の一種と考えられる。

が起こらないので、事態を生起した起点は話し手側にあると考えられる。

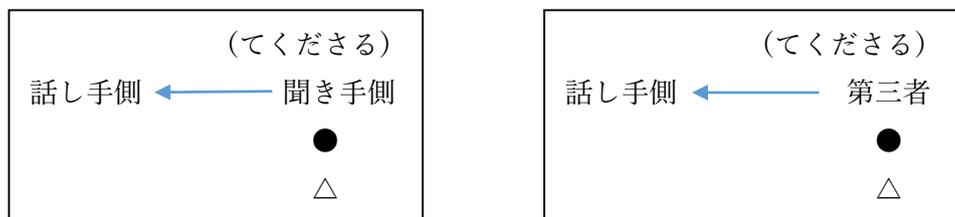
それから、(4)、(5)のように、「指示・命令表現」以外の表現を下接する用例も見られる。

(4)一人の栄花を極めんとて、譏りも顧み給はぬ。蝦夷子様のお心さへ改めて下されなば。(浄瑠璃、『妹背山婦女庭訓』)

(5)寔に衆人さんが御ひろきになすつて呼で下さいますから、私も仕合でございますヨ。(人情本、『春告鳥』)

このような場面では、単に行動が聞き手側または第三者から下ろした意味を表す。図3で示したように、事態生起の起点が話し手側から聞き手側に移動する。

図3



4.2.2 明治・大正期の「てくださる」

明治・大正期に入ると、「てくださる」は謙譲語としての用法は全く見られなくなつた。また、明治・大正期の「てくださる」は、江戸後期と同じような図2と図3の二種類の用法があった。

それから、依頼表現として使用される「てくださる」は、命令形「てください」と連用形の「てくださいませんか」の使用が江戸後期より増えたことがわかった。

(6) 「放さない！私はこれで安心して死ぬのです。貫一さん、ああ、もう気が遠く成つて来たから、早く、早く、赦すと言つて聞せて下さい。赦すと、赦すと言つて！」(尾崎紅葉、『金色夜叉』)

(7) 「お話を聞いて見ると、貴方が今日の境遇になられたに就いては、余程深い御様子が有るやう、どう云ふのですか、悉く聞して下さいませんか」(尾崎紅葉、『金色夜叉』)

一方、「てくだされ」「てくださいまし」はまだ使用されていたが、用例数が江戸後期より大幅に減少した。

(8) …千度も百度も考へ直して、二年も三年も泣尽して今日といふ今日どうでも離縁を貰ふて頂かうと決心の臍をかためました、何うぞ御願ひて御座ります離縁の状を取つて下され (樋口一葉、『十三夜』)

4.3 使役形を伴わない「ていただく」について

4.3.1 江戸後期の「ていただく」

授受補助動詞「ていただく」に関して、『日本国語大辞典』では、「自分のために相手に何かをしてもらう意の謙譲表現」と解釈した。

しかし、山口(2016)は、成立初期の「ていただく」は聞き手側からの行為指示のある用法を含めた聞き手側を事態生起の起点とする用法が半数近くあることを指摘した。つまり、「自分のため」の謙譲表現ではなく、聞き手側に「上位者から下位者への下賜という構造に由来する「ありがたい気持ち」を言う表現であった。

本稿が抽出した江戸後期の「ていただく」の11例の内6例は山口(2016)が挙げた用例に該当するので、山口(2016)の分析を参考にし、「ていただく」の11例を対象として分析する。

以下の(9)～(19)は、本稿が抽出した江戸後期の「ていただく」の用例である。

(9)なにがその五十両渡すと喜んで戴き。ほたほた言うて戻られたは、もう四つでもあらうかい… (浄瑠璃、『仮名手本忠臣蔵』)

(10)コレヨお富どのに一寸来ていたゞかつしやれと、さう云う。(滑稽本、『酩酊気質』)

(11)不便だとか思ツてさへいたゞけば今心快よりははるかのたのしみ (人情本、『春色恋廻染分解』)

(12)有難ございますが若旦那さまに伺ツて。見まして頂いて置けと被仰ましたらいたゞきませう。マア夫まで貴君の方へお預り遊ばして被下まし(人情本、『春色江戸紫』)

(13)其うちの艸紙笑と申スのへ。ゑんやらやツと手を附ましたから。貴君にも聞ていたゞいて。悪い所は直しておもらひ申たし。(人情本、『春色江戸紫』)

(14)亦御笛の手も。拵へたいたゞき度と。存じ舛から (人情本、『春色江戸紫』)

(15)詠艸を直していたゞいた。ことがござりましたが。(人情本、『春色江戸紫』)

(16)「花おまへ左様おしな

「夫じやァ左様していたゞきませう (人情本、『春色江戸紫』)

(17)吾儕にも歌といふと片寄から発句ぐらゐは吟がよいと申て池の端の永機さんに直して頂きますが中々出来ませんヨ (人情本、『春色玉襷』)

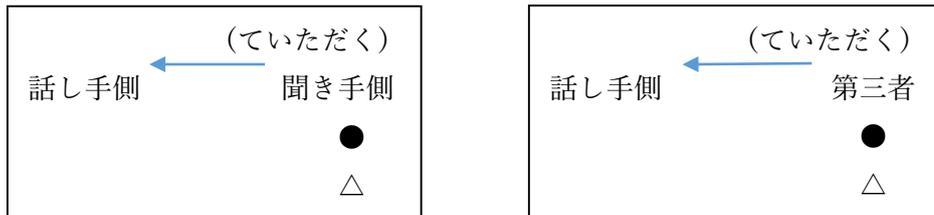
(18)近いうちに御暇を願ツていたゞき。向嶋の別荘へ時と二人で。隠居して世を安楽に暮したい。(人情本、『春色玉襷』)

(19)うし屋の尸木へつけていたゞきたい (人情本、『春色玉襷』)

(11)の用例に対し、山口(2016)は「与え手等を起点とする用法であり、与え手等からの好意的な動作に対する配慮表現」と解釈した。このような聞き手側を事態生起の起点とした用例は、他にも(16)がある。さらに、(16)の用例は、「ませう」という意志表

現⁶を下接する点は(11)の用例とは区別されている。(11)、(16)の用法は、以下の図4で表示する。

図4



それから、(13)、(14)、(19)は「ていただく」の「主語（受け手）が事態生起の起点となっている用例」（山口（2016））とされた。その内、(14)、(19)は願望表現⁷を下接する表現である。この場合では、「ていただく」の使用によって聞き手側に働きかけ、「行動する」ことを求める依頼表現⁸となる。(10)と(12)にも同様のことが言える。

依頼表現として使用されている「ていただく」（図5）は、11例の中に5例あり、一番よく使用されていた。

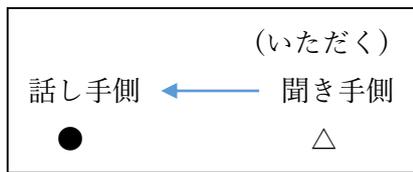
⁶ 『日本文法事典』は意志表現について、「相手への伝達意図はあるにしても、本来、話し手中心の表現であるが、その表現形で、相手に働きかけると、勧誘あるいは制止の表現に転じる」表現と説明した。

⁷ 『日本文法事典』は、「話し手自身の願いや望みを表明したり、他に対してあつらえ望む気持を述べたりする」希望表現の中、「動作・作用・状態が、話し手の上実現することを求める場合で使用される表現を願望表現と解釈した。

⁸ 山田（2001）は、「テモラウでは疑問形によって依頼を表現することはできるが、可能形を用いる点でテクレル系と異なる。可能形を用いない「ちょっと手伝ってもらいますか」は聞き手に誘いかける表現となる」と、「テモラウも周辺的な依頼表現として条件の形で用いられるほか、テモラウの持つ動作主への働きかけ性を利用して願望や意志の表現と共に用いられることもある」と指摘した。

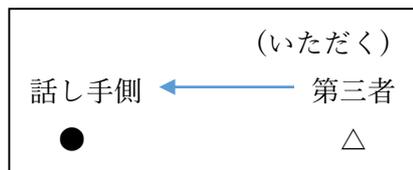
山田（2001）から、テモラウの「疑問」「可能」「仮定」「願望・意志」を表わす形がすべて依頼表現として捉えると考えられる。

図 5



また、「ていただく」は、(15)、(17)のような「事態生起の起点が受け手であるが、与え手が不明確である」(山口(2016))用例もある。この場合は、聞き手側または第三者に行動してもらったことを述べる用法である。(9)と(18)も、この用法である。

図 6



4.3.2 明治・大正の「ていただく」

明治・大正期における「ていただく」の使用は大幅に増えていたが、図4の用例は減少していった。

図4の意味用法と同じような意味用法で使用されている現代語の「御利用いただく」について、『敬語の指針』は「私はあなたが利用したことを(私の利益になることだと感じ)有り難く思う」という意味を持った敬語である」と解釈した。しかし、「このような「いただく」の用法に対しては、その受け止め方に個人差があり、不適切な用法だと感じている人たちもいる」と『敬語の指針』も述べていた。

これは、明治・大正期に入った後、本動詞「いただく」が持つ「ありがたい気持ち」から由来した動作の与え手を事態生起の起点とした意味用法は衰退し、図4と図5のような話し手側を事態生起の起点とした用法が勢力を持つようになったからであると考えられる。

明治・大正期における「ていただく」の126例の内、51例は願望表現、意志表現を下接し、図5のように依頼の意味として使用されていた。

(20)遊佐君の借財の件ですがね、あれはどうか特別の扱をして戴きたいのだ。君の方も営業なのだから、御迷惑は掛けませんさ、然し旧友の頼と思つて、少し勘弁をしてもらひたい(尾崎紅葉、『金色夜叉』)

(21)ですけど、世の中には私よりも最つと最つと不幸な人が沢山あるでしょう？そういう人たちのために働いて戴きたいのですが、不好でしょうか？…(二葉亭四迷、『其面影』)

(20)、(21)のように、事態生起の起点は話し手側にあり、聞き手側に直接依頼し、行動してもらう表現として使用されている。

一方、明治・大正期では、「ていただく」に「ます」を下接し、以上の(20)、(21)とは似ているような意味用法で使用される用例もある。

(22)唯今些と支度を致しますから、もう少々置いて戴きますよ(尾崎紅葉、『金色夜叉』)

(23)私は此家で生れた者で何処へ参りようもございませんから、やっぱり……台所の隅へでも置いて戴きます……(二葉亭四迷、『其面影』)

(22)、(23)の場合では、依頼表現ではないが、「ていただく」の使用によって働きかけるニュアンスが捉えられる。しかし、自己主張性が強く感じられ、明治・大正期に入ってから「ていただく」の拡大的な用法と考えられる。

4.4 使役形を伴う「てくださる」について

江戸後期の口語資料では、「させてくださる」が一番多く使用されていたのは上方浄瑠璃であり、江戸より上方のほうは婉曲的な表現が好んでいたと捉えられる。

また、「させてくださる」以外、「させてくれる」に尊敬表現を下接する表現もある。

(24)——なんにもしろ、挑灯付さしてくんなさい

——はいどれぞおともしやれ（洒落本、『遊子方言』）

(25)…今更耻をか、せておくんなはることもなからうと思ひますハ（人情本、『春色恋廻染分解』）

「させてくださる」について、米澤（2001）では、主に「初対面や雇い主、友人の母親などに対して話し手自身の行為遂行の実現を依頼する場面で使用される」とされた。こちらの意味用法として使用した「させてくださる」は、江戸後期から明治・大正期までの用例からも確認できた。

ただし、米澤（2001）が指摘した意味用法以外の使い方も江戸後期に見られた。ここで、江戸後期の文献資料から確認できた「させてくださる」の用例を下接表現により、主に二つのタイプに分ける。

タイプⅠ：「させてくださる」＋「指示・命令表現」

タイプⅠは、使役形を伴わない「てくださる」の図1の用法に、使役形「させる」を加えたものであり、動作を行う主体は聞き手から話し手及び第三者に移行しているものである。

タイプⅠはさらに、「話し手＝被使役者」と「話し手≠被使役者」という二種類の用法に分けられ、それぞれの例文は以下のように挙げられる。

(26) ● 「サア是で揃ひました側から順に讀ませう

▲ 「マア吾儕に讀して下さい (人情本、『春色玉襷』)

(27) ▲ 「サア吾儕が持人になりますから。誰方ぞ結ばせて下さい (人情本、『春色玉襷』)

(26)のように、聞き手側から許可/恩恵を受けて行動するのは話し手側であるので、「話し手＝被使役者」の場合で使用されていると言える。米澤(2001)が指摘した「話し手自身の行為遂行の実現を求める場面」で使用する表現である。この時、事態生起の起点は話し手側となり、動作主も話し手側である。同じような例文、江戸後期から大正期まで確認できた。

(28) どうぞそこもとのお世話で、コレ得心させて下され、一生の御恩忘れはおかぬ(浄瑠璃、『双蝶蝶曲輪日記』)

(29) 弥次「…どふぞ一ぷくのまして下さりやせ ト此みせさきにこしをかける。(滑稽本、『東海道中膝栗毛』)

(30) そうおっしゃらずにどうかわたしをあなたのおそばに置かしてください。わたし、決して伝染などを恐れはしません。(有島武郎、『或る女』)

一方、同じく話し手側が起点として使用された「させてくださる」の用例でも、(27)のような話し手側が動作を行うのではなく、以下の用例のように第三者に行為を遂行させる依頼の意味としての用例もある。この「話し手≠被使役者」の用法も、江戸後期から大正期まで使用されていた。

(31) コリヤ長五郎、あつちへやつてはおれが立たぬ、われどうぞ先の客に会うて断り

言うて、こちへ請け出さしてくだされと…（浄瑠璃、『双蝶蝶曲輪日記』）

(32)それで、私は阿母さんに相談して、貫一さんをどうかして上げたいの——あの時にそんな話も有つたのでせう。さうして依旧鳴沢の跡は貫一さんに取して下さいよ、それではなくては私の気が済まないから。…（尾崎紅葉、『金色夜叉』）

以上、二つの意味用法をそれぞれ以下の図7(a、b)で表示する。

図7(a)

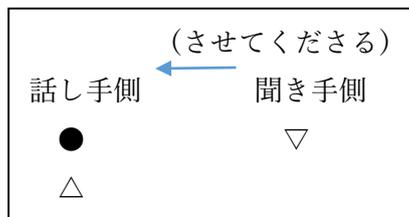
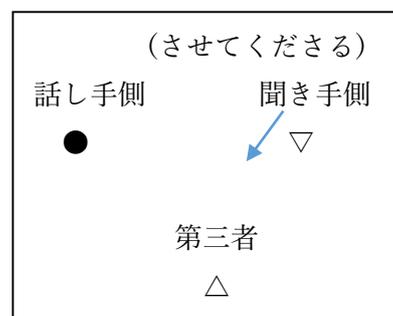


図7(b)



← : 「させる」の方向 ● : 事態生起の起点

△ : 動作主（被使役者） ▽ : 使役者

タイプⅡ：「させてくださる」+「指示・命令表現」以外の表現

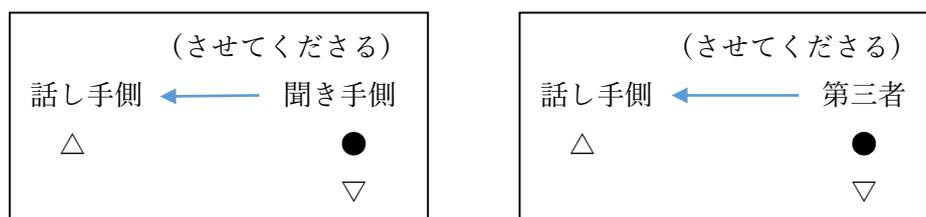
タイプⅡは、使役形を伴わない「てくださる」の図2の用法に、同じく使役形「させる」を加えたものであり、動作を行う主体を聞き手側から話し手側に移行させたものである。用例は以下のように挙げられる。

(33)約束の通りこの娘、力弥に添はせてくださらば、未来永劫御恩は忘れぬ。（浄瑠璃、『仮名手本忠臣蔵』）

(34)神よ、私を彼女に逢はし、かくまでも深く戀させて下さつた神よ、彼女を私から奪ひはなさりますまいね。（武者小路実篤、『友情』）

タイプⅡの用法は、「指示・命令表現」以外の表現を下接する「くださる」と同じ、事態生起の起点は聞き手側及び第三者にある。この関係性を図8で表すと、以下のようになる。

図8



江戸後期から明治・大正期において、「させてくださる」の用例を以上で挙げた意味用法によりまとめると、表13のようになる。

表13 時代別「させてくださる」の使用状況

時代別		意味用法		
		タイプⅠ		タイプⅡ
		話し手=被使役者	話し手≠被使役者	
江戸期	浄瑠璃	5	2	1
	洒落本	0	0	0
	滑稽本	3	0	0
	人情本	2	2	1
明治期		9	5	2
大正期		2	2	2

表13から、どの時代においても、タイプⅠの「話し手=被使役者」の「させてくださる」が主として使用されていたことが分かった。また、東京における「させてくださる」

る」の用例数は江戸後期より明治期の方が多くあることや、大正期に入ってその使用数は減少してきたことがわかる。これは、江戸後期において「させてくださる」のほかに、「させてくれる」に尊敬表現を下接する表現が多く使用されていたことと、明治・大正期に入って、「させてくださる」のかわりに「させていただく」も使用するようになることにつながっていると考えられる。

4.5 使役形を伴う「ていただく」について

本稿が調査のために使用した江戸後期の資料から「させていただく」の用例を確認できなかった。また、明治・大正期の資料は時松本(2005)を参考にしたので、松本(2005)と同じ、明治4年の『菊模様皿山奇談』から最古の用例が見られた。

また、本稿は菊地(1997)が指摘した「させていただく」の四つの意味用法を参考にし、明治・大正期の「させていただく」の用例の意味用法に対し、下接語別で考察を行った。

まず、「させていただく」に「～たい」「～ましょう」などの願望表現・意志表現を下接する依頼表現が、明治・大正期にはそれぞれ4例ある。

(35) さて此の若江の家へ宗桂という極感の悪い旅按摩がまいりまして、私は中年で眼が潰れ、誠に難渋いたしますから、どうぞ、御当家様はお客さまが多いことゆえ、治療をさせて戴きたいと頼みます(三遊亭圓朝、『菊模様皿山奇談』)

(36) 御上人様、大工は出来ます、大隅流は童児の時から、後藤立川二ツの流義も合点致してをりまする、させて、五重塔の仕事を私にさせていだきたい、それで参上しました、…(幸田露伴、『五重塔』)

(37) 「そこをお渡りになつて、此方に燈籠がございませう、あの傍へ此とお出で下さいませんか。一枚像して戴きたい」(尾崎紅葉、『金色夜叉』)

(38) 「その傍に小さく、下女塩原間拔一人と、ちや附けさせて戴きませう」(尾崎紅葉、

『金色夜叉』)

(39)津藤はすぐに何か心配があるのではないかと思つた。自分のやうなものでも相談相手になれるなら是非させて頂きたい——さう云ふ口吻を洩らして見たが、別にこれと云つて打明ける事もないらしい。(芥川龍之介、『孤独地獄』)

(40)私は何度手紙を書きかけたか知れませんが、あたまが変になっていて、しどろもどろの事ばかりしか書けません。一度お目にかかつて有ったけの涙をみんな出さして戴きたいようです。(長谷川時雨、『松井須磨子』)

(41)今の芝居のすみ次第飛んでいって泣かして頂きたいのですけれども、仕事の都合でどうなりますやら…… (長谷川時雨、『松井須磨子』)

(42)武子さまはその内、拝見に上つてよとおつしやいました。私は餘程、武子さまにおねがひして畫の本を拝見さして戴きたいと申しかけましたがやめました。(武者小路実篤、『友情』)―

また、下接語は願望表現、意志表現ではないが、依頼文の中に入っている用例も2例ある。

(43)わたし、きょうはなんにも用がありませんから、こちらに残らしていただいて、葉子さんのお手伝いをしたいと思いますから、お先にお帰りください(有島武郎、『或る女』)

(44)…此様な事というのは、私実に辛いんですけど、それでも実際もう辛抱が仕切れなくなつたから願つて見るのですが、如何でしょう、もう一人女中を使わせて戴く訳には参りますまいか?(二葉亭四迷、『其面影』)

以上の用例はすべて「話し手=被使役者」の場合で使用されている。以下の図9のよ

うに、願望を通して聞き手側に働きかけ、自分が行動する許可または恩恵を求める表現である。事前に聞き手側からの行為指示が全く感じられないので、話し手側が事態生起の起点であると考えられる。

図9



また、明治・大正期において、聞き手側が起点として使用されていた例は二つある。

(45) 亥之は今しがた夜学に出て行ました、あれもお前お蔭さまで此間は昇給させて頂いたし、課長様が可愛がつてくださるので…(樋口一葉、『十三夜』)

(46) 隠居「ま、如何なと貴方の好いように為すって下さいまし。どうぞ私なんぞが何と思ったからって、追付くんじゃないンだから。」

哲也「そんなら、そうさせて戴きます」、と哲也にも似ず思切り好く、決然言つて、…(二葉亭四迷、『其面影』)

(45)は昇給することは話し手側から要求したのではなく、聞き手側から主動的に行つた動作である。このような用例では、「させていただく」は相手から許可を求める表現ではなく、聞き手側から恩恵をもらった好意的なことに対して配慮を言うために使用されていると捉えられる。

一方、(46)は聞き手側からすでに「貴方の好いように為すって下さいまし」という許可をもらったうえで、「させていただく」を使用しているので、(45)と同じような意味

用法と考えられる。しかし、実際(46)の前後の文脈から、相手の許可をもらえるかどうかにかかわらず、話し手も行動するというニュアンスが読み取れる。この場合は、「させていただく」に「ます」を下接し、軽い自分のこれからの行動を聞き手側に宣言するニュアンスも含まれると考えられる。

それから、許可または恩恵を受けたことが感じられるが、与え側は聞き手ではなく、不明確である用例もあった。

(47)先だってじゅうは欽吾がまた、いろいろご厄介になりまして、おかげさまで方々見物させていただいたと申してたいへん喜んでおります。(夏目漱石、『虞美人草』)

(48)小山先生にはいつぞやお目にかからして頂きましたが、川田さんの旦那には、かけ違つて、私はまだ一度もお目にかかりません。(久保田万太郎、『末枯』)

図で表示してみると、以下のようになった。

図 10



以上の用例は、すべて菊地(1997)が述べた「(Ⅰ)(本当に)“恩恵/許しをいただく”という場合」また「(Ⅱ)“恩恵/許しを得てそうする”と捉えられる場合」で使用されていた、つまり、「させていただく」の本来の意味として使用されていたと考えられる。

一方、菊地(1997)が指摘した「(Ⅲ)“恩恵/許しを得てそうとする”と(辛うじて)見立てることができる場合」で使用されていた「させていただく」の用例もあった。

(49) 今日偶然、私の誕生日にあなたに三月ぶりで往来でお目にかゝったことは、私にはたゞの偶然とは思へませんでした。それでもう一度手紙をかゝして戴きます。私にはあなたを赤の他人とは思へないのです。… (武者小路実篤、『友情』)

(50) もうほんとにあなたを信じさせて戴き升。(志賀直哉、『痴情』)

(51) どうぞ委しく御返事を頂いて私の安心出来る様にさして戴き升。(志賀直哉、『痴情』)

(52) 今度は又皆さんでいらつしやいな。大勢で遊ぶ方が面白いわ。つまり此方が遊ばして頂くんだわネ。(志賀直哉、『暗夜行路』)

(53) お榮さんも餘り心配しないやう願ひます。それからお榮さんの事はもう少し考へさして頂きます。(志賀直哉、『暗夜行路』)

(54) ありがたう、そんなら、顔だけ洗はして頂きます(志賀直哉、『暗夜行路』)

(54) は、聞き手側から事前に許可を得たので、事態生起の起点は聞き手側にあり、「させていただく」の使用を通して話し手側の「ありがたい気持ち」を伝えたとともに、自分のこれからの行動を宣言するニュアンスも含まれていると捉えられる。

(49) から (53) は、すべて話し手側起点の用例であり、願望・意志表現を使用していないが、聞き手側に対して、許可または恩恵を求めているニュアンスが感じられる。ただし、同じ構造である (49) は「手紙を書く」動作について相手側からの許可または恩恵を求める意志が薄く、話し手側から主動的に行動したので、話し手側の自己主張性がほかの三例より高く感じられる。これは手紙文であることに関係があると考えられる。相手側が目前にいないため、すぐ返事がもらえない。よって、「させていただく」の使用により、相手からの許可または恩恵を受けたと仮定をしたので、相手に対する一種の配慮表現を含めたと考えられる。

図 11

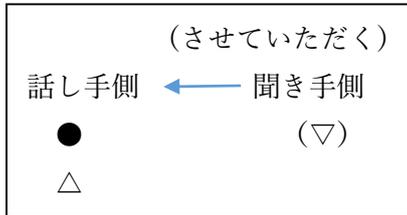
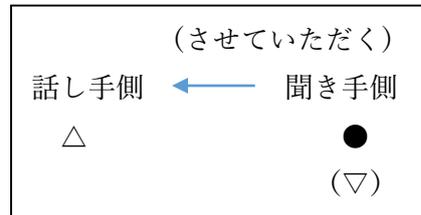


図 12



以上の用例からは、図 11、図 12 が示したように、聞き手側または第三者からの許可/恩恵を薄く感じる用例である。

菊地(1998)は「させていただく」の用法 (IV)、つまり、「“恩恵/許しを得てそうする”とは全く捉えられない場合」が、「させていただく」の規範から離れた「新しい用法」の一つとした。本稿は、大正期の用例から、菊地が指摘した用法 (IV) の用例も一つ確認できた。

(55) 絵島丸ではいろいろお世話様になってありがとうございます存じました。あのう……報正新報も拝見させていただきました。…(有島武郎、『或る女』)

前後の文脈から、話し手側の「拝見する」という行動は聞き手側の許可/恩恵によるものではないと判断でき、「ていただく」が持つ「ありがたい気持ち」もまったく感じられない。よって、(55)は、李 (2014) が指摘したように、謙譲語としての性質をすでに失い、相手側に「攻撃性」を感じさせる用例であると考えられる。

5. 考察

5.1 「くださる」と「いただく」の比較

現代語において、「くださる」と「いただく」はそれぞれ「くれる」「もらう」の敬語体として使用されている。しかし、古川（1996）は、授受動詞が視点制約を持つようになった面から、「くださる」は「くれる」と全く別の経緯を持っていることや、「いただく」と関係していたことを指摘した。本稿はそれを踏まえ、「くださる」と「いただく」の関係をさらに詳しく分析した。

本稿は、江戸後期から明治・大正期までの「くださる」と「いただく」の意味用法を分析し、図2～図6でそれぞれの意味用法の中に、三つの要素—事態生起の起点、動作主、動作の方向—を示した。

そこで、「くださる」は図6のような話し手側が事態生起の起点として第三者に行動してもらう「いただく」の用法が無いが、ほかの図2と図5、図3と図4は以上の三つの方面からいうと、すべて一致していることがわかった。

まず、図2と図5はそれぞれ「くださる」と「いただく」で表す依頼表現であり、江戸後期から明治・大正期まで、依頼表現としては「くださる」と「いただく」の両方が使用されていたことがわかった。また、依頼表現として使用される際、「くださる」も「いただく」も話し手側から聞き手側への働きかけの意味を持ち、事態生起の起点は話し手側にある。よって、依頼表現として使用されていた「くださる」と「いただく」は、意味上交換できると考えられる。

萩野（2007）では、「テクダサレ形式は十六世紀後半から勢力を持ち始め、…江戸前期の狂言資料では最も丁寧度が高い依頼表現となる」とされたが、本稿が考察した江戸後期からは、「いただく」の依頼表現は相手側に対する好意的配慮を表示するので、「くださる」よりも、更に丁寧な言い方だと考えられる。さらに明治期に入ってから、「いただく」は聞き手に対する直接依頼としての使用が増え、「くださる」の持つ

意味領域に侵略しはじめたと考えられる。

それから、江戸後期において「てくださる」と「ていただく」は、両方聞き手側及び第三者を事態生起の起点とした用法（図3と図4）があった。ただし、明治・大正期に入ると、図4のような「ていただく」の用例は少なくなってきた。「ていただく」は元の本動詞の意味から離れ、話し手側を動作の起点とした用例が多くなり、「てもらう」の謙譲語表現として使用されるようになった。それは、現代にいたるまで、図4の用法に対して、違和感を感じる人がいることの原因の一つであると考えられる。

用例数の面から見ると、明治・大正期まで「ていただく」より「てくださる」の方がはるかに優勢であったが、江戸後期から大正期まで、「ていただく」の使用頻度はゆるやかな増加傾向にあった。

5.2 「させてくださる」と「させていただく」の比較

本稿は、江戸後期から明治・大正期までの「させてくださる」と「させていただく」の用例を抽出し、意味用法に対する分析を行った。その上、「させていただく」が使用されるようになった経緯についても観察した。

まず、本稿は「させてくださる」の意味用法について、四つの要素（事態生起の起点、動作主、使役者、「させる」の方向）から分析し、図7と図8で示した。一方、「させていただく」は明治・大正期から確認でき、「させてくださる」と同じような意味用法（図9、図10）があった。さらに、同じ文の中に「させてくださる」と「させていただく」を両方使用した用例もある。

(56)それを私に信じさせて下さい。今までの事私も忘れますから、それだけ信じさせて下さい。…もうほんとにあなたを信じさせて戴き升。(志賀直哉、『暗夜行路』)

ただし、「させてくださる」の図7(b)の「話し手≠被使役者」の用法は、明治・大正期の「させていただく」の用例から確認できなかった。これは、「させてくださる」より、「させていただく」のほうが自分の行動に関する相手からの好意に対し、より「ありがたい気持ち」が表せるからであると考えられる。

それから、用例数からみると、江戸後期からその使用頻度がずっと八割以上を占めていた「させてくれる」と「させてくださる」⁹は、明治期に入ると7割しか占めないようになった。さらに、大正期までその使用頻度4割くらいになった。また、江戸後期から明治・大正期まで「させてもらう」の用例数はあまり増加していないので、明治期に入って、「させてくれる」「させてくださる」の減少傾向に対し、「させていただく」は増えていることがわかった。

よって、「させていただく」が使用されるようになった経緯には、「させてくださる」との関連性があると考えられる。

5.3 「させていただく」と「させてもらう」の比較

本稿は、「させていただく」の使用は「させてくださる」と関係があることを確認したが、「させていただく」の普通体である「させてもらう」についても、関連性があるかどうか分析する。

本稿が調査対象とした江戸後期の資料からは、使役形を伴う「ていただく」の用例が確認できなかったが、同じく「てもらう」の謙讓語として使用されていた「てもらい申す」に使役形を上接する「させてもらい申す」の用例が1例見られた。

(57)なるほど只今までは私も花雪に心残りはござりませんが只三吉が可愛そうで戻

⁹ 資料により「させてくださる」ではなく「させてくれる」に尊敬表現を下接する表現の使用が多いので、より傾向を明らかにするためにここで「させてくれる」「させてもらう」も含めて考察した。

るよりならもどらしてお貰ひ申たい… (人情本、『春色恋廻染分解』)

こちらの用例は、聞き手に対して自己の願望を言うことにより、第三者(花雪)に働きかけ、第四者(三吉)に行動させる許可/恩恵を求める意味用法である。これは、明治・大正期で使用されていた「させていただく」の用例および現代で使用されている「させていただく」からは見られない意味用法である。

この場面で「させてもらい申す」が使われる原因は、山口(2016)が述べた「テイタダクが「ありがたい気持ち」を伴う与え手からの好意に対する配慮を主として表すのに対し、テモライモウスの場合は、依頼の場合に与え手へ負担をかけることに対する配慮を主として表している」ことにあると考えられる。つまり、江戸時代では、「ていただく」はまだ謙譲語Ⅰであるが、「てもらい申す」は謙譲語Ⅱが主として使用されていたからである。

江戸後期の作品の中から、「させてもらう」の用例はほかにも3例見られる。

(58) どうぞお前方のお心で。聲様をちよつと。拝ましてもらうたら。… (浄瑠璃、『妹背山婦女庭訓』)

(59) その櫛も人の質に置いたのをうけさせてもらつたのだらう (洒落本、『繁千話』)

(60) なぞとそのぼうさまに、やらかしてもらはにやアならねへといふものだから、むつかしい (滑稽本、『東海道中膝栗毛』)

明治期における「させていただく」の使用の内、一番多くあったのは「自分の行動に対して相手側から許可/恩恵を求める表現」とする用法であった。しかし、江戸後期の「させてもらう」の用例から同じような用法は見られなかった。

さらに、「ていただく」は明治・大正期に入ってから「てもらう」の謙譲表現として

の地位を確立したと山口(2016)が指摘したので、明治初期からすでに見られた「させて
いただく」は「させてもらう」の謙讓表現として使用されたと言い難い。

6. まとめ

本稿は、江戸後期から明治・大正期までの会話資料から抽出した「てくださる」「ていただく」と「させてくださる」「させていただく」の意味用法を分析したうえ、これらの表現の関連性および「させていただく」が使用になった原因を明らかにした。まとめてみると、以下のようになった。

①「ていただく」は現代語において「てもらう」の謙譲表現とし、話し手側からの事態生起を主として表している。しかし、江戸後期から明治・大正期まで「てくださる」と同じように聞き手側が起点とする用法があった。「ていただく」は当時、「てくださる」の代わりに使用され、より好意的配慮を示すための表現であったと考えられる。

②「させてくださる」の使用は、江戸後期の上方文献資料と江戸の文献資料の両方から確認できた。一方、「させていただく」は関西から広がっていたと言われていたが、少なくとも本稿が調査資料とした江戸後期の上方浄瑠璃の4作品から「させていただく」の使用例は見られなかった。ただし、「てくださる」と「させてくださる」の使用はほかの江戸後期の資料より多いので、当時江戸より上方のほうが婉曲的な表現を好んでいたと考えられる。

③江戸後期から明治・大正期までの口語資料から、「話し手側＝被使役者」の場面においても「話し手側≠被使役者」の場面においても「させてくださる」の使用が確認できた。しかし、米澤（2001）が抽出した昭和期の文献からの用例のすべては「話し手側＝被使役者」の場面で使用されていた。「させてくださる」は江戸後期から現代にわたり、一語化してきた傾向にあったと捉えられる。

④本稿が抽出した「させていただく」の用例のすべては、「話し手側＝被使役者」の場面における使用である。同じような場面で使用されていたのは「させてくださる」があり、江戸後期の口語資料からすでに見られた。明治・大正期に入った後、「させていただく」の使用頻度が増加している一方、「させてくださる」の使用は減少傾向にあっ

た。よって、「させていただく」は、話し手側は自分が行動する時相手側から許可/恩恵を受けることに対して相手側に好意的配慮を表したいという気持ちにより、「させてくださる」の代わりに使用され始めたと考えられる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、御指導いただいた指導教官の浅川哲也教授に深く感謝を表します。御多忙中にもかかわらずいつでも熱心にご指導くださり、本研究の全般に渡り多大なるご支援、ご協力を賜りました。

また、浅川ゼミの先輩たちからも貴重な御意見と御指摘を頂きました。本当にありがとうございました。

【参考資料】

江戸後期（上方）

仮名手本忠臣蔵、双蝶蝶曲輪日記、妹背山婦女庭訓、碁太平記白石噺：『浄瑠璃集』新編日本古典文学全集、小学館

江戸後期（江戸）

遊子方言、甲斐新話、傾城買四十八手、繁千話、傾城二筋道：『洒落本 滑稽本 人情本』新編日本古典文学全集、小学館／酩酊氣質、浮世床：『洒落本 滑稽本 人情本』新編日本古典文学全集、小学館／東海道中膝栗毛：『東海道中膝栗毛』新編日本古典文学全集、小学館／浮世風呂：『浮世風呂』日本古典文学大系、岩波書店／清談峯初花：『人情本集』叢書江戸文庫／春告鳥：『洒落本 滑稽本 人情本』新編日本古典文学全集、小学館／閑情末摘花：浅川哲也（2016）『『閑情末摘花』初編～三編（翻刻）』『新國学』復刊第7号、浅川哲也（2016）『『閑情末摘花』四編～五編（翻刻）』『人文学報』第512-7号／春色恋廻染分解：『春色恋廻染分解 翻刻と索引』おうふう／春色江戸紫：浅川哲也（2013）『『春色江戸紫』初編～三編（翻刻）』『人文学報』第473号／花暦封じ文：浅川哲也（2014）『『花暦封じ文』初編～四編（翻刻）』『人文学報』第488号／春色玉襷：浅川哲也（2015）『『春色玉襷』初編～三編（翻刻）』『人文学報』第503号

明治・大正期

菊模様皿山奇談：『三遊亭円朝全集—第4巻』、角川書店／五重塔、十三夜、金色夜叉、其面影、虞美人草、末枯、或る女：『岩波文庫；緑』、岩波書店／孤独地獄：『芥川龍之介全集—第1巻』、岩波書店／松井須磨子：『青空文庫』／友情、痴情、暗夜行路：『現代日本文学全集—40』筑摩書房、『現代日本文学全集—20』筑摩書房

【参考文献】

浅川哲也・竹部歩美（2014）『歴史的变化から理解する現代日本語文法』おうふう

- 伊藤博美 (2011) 「(さ) せていただく」表現における自然度と判断要因『日本語学論集』第7号
- 李讓珍 (2015) 「謙讓表現「させていただく」の拡大的な用法について—日本人母語話者の意識調査から—」『言語の研究』第1号
- 李炳萬 (2003) 『近・現代敬語に関する研究』國學院大学大学院研究叢書
- 高澤信子 (2015) 「近現代における「指示・命令表現」について—江戸期から平成期へ—」『立教大学日本語研究所年報』第13号
- 荻野千砂子 (2007) 「授受動詞の視点の成立」『日本語の研究』第3巻, 第3号
- (2009) 「授受動詞イタダクの成立に関して」『東アジア日本語教育・日本文化研究』第12号
- 菊地康人 (1997) 「変わりゆく「させていただく」」『言語』第26巻, 第6号
- 古川俊雄 (1996) 「日本語の授受動詞「下さる」の歴史的な変遷」『広島大学教育学部紀要第二部』第45号
- 文化審議会 (2007) 「敬語の指針」文化庁 HP (<http://www.bunka.go.jp/index.html>)
- 松本修 (2008) 「東京における「させていただく」」『国文学』第92号
- 宮地裕 (1965) 「「やる・くれる・もらう」を述語とする文の構造について」『国語学』第63号
- 山口響史 (2015) 「補助動詞テモラウの機能拡張」『日本語の研究』第11巻4号
- (2016) 「テイタダクの成立と展開」『国語国文』第85巻, 第7号
- 山田敏弘 (2001a) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 (11) ——依頼表現」『日本語学』第241号
- (2001b) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 (12) 「～させてもらう」 (1)」『日本語学』第242号
- (2001c) 「日本語におけるベネファクティブの記述的研究 (13) 「～させてもらう」

(2) 『日本語学』 第 244 号

米澤昌子 (2001) 「待遇表現としての使役形を伴う受給補助詞—「～(さ) せていただく」の用法の考察を中心に—」『同志社大学留学生別科紀要』

【参考辞典】

『日本文法用語辞典』(1988) 三省堂 (岩淵匡・桜井光昭・武部良明・森田良行共編)

『日本国語大辞典 第二版』(2001) 小学館

「修正対象表」

番号	修正前	修正後
1	<p>p. 7 11 行目</p> <p>例：親類の家に泊まって、余所の人に湯を使わせてもらっても、自分だけが裸にせられて、使わせてくれる人は着物を着ている。(森鷗外「ムタ・セクスアリス」)</p>	<p>p. 7 11 行目</p> <p>例：親類の家に泊まって、余所の人に湯を使わせてもらっても、自分だけが裸にせられて、使わせてくれる人は着物を着ている。(森鷗外「ムタ・セクスアリス」)</p>
2	<p>p. 7 16 行目</p> <p>それから、「させてもらう」を史的変遷の面から言及したのは山口(2005)がある。</p> <p>山口(2005)は、「させてもらう」の古い用例は近世後期の滑稽本から確認できたと指摘した。また、その用例のいずれも「使役者(与え手)が被使役者(受け手)を「強制」する用法の使用は見られなく、使役者(与え手)は受け手が主語となる行為に対して形式的に「許可」を与えるのみである」と述べた。</p>	<p>p. 7 16 行目</p> <p>それから、「させてもらう」を史的変遷の面から言及したのは山口(2015)がある。</p> <p>山口(2015)は、「させてもらう」の古い用例は近世後期の滑稽本から確認できたと指摘した。また、その用例のいずれも「使役者(与え手)が被使役者(受け手)を「強制」する用法の使用は見られなく、使役者(与え手)は受け手が主語となる行為に対して形式的に「許可」を与えるのみである」と述べた。</p>